

定 款

マニー株式会社

マニー株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、マニー株式会社と称し、英文では、MANI, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療機器の製造販売
- (2) 医療機器の輸入販売
- (3) その他これに付帯する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を栃木県宇都宮市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(委員会設置会社)

第 5 条 当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会、委員会および会計監査人ならびに執行役を置く。

(新株予約権の発行)

第 6 条 当社は、新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、356,400,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 11 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当会社に対して、その有する当会社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当会社の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求に係わる株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 13 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、執行役において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 1 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集地)

第 15 条 株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 16 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 17 条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表執行役を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 21 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 22 条 当社の取締役は、8名以内を置き、うち2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とする。

(選任方法)

第 23 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会議長1名、必要に応じて取締役会副議長若干名を選任することができる。

(取締役会の権限)

第 26 条 取締役会は、会社法第416条に定める事項その他法令または本定款に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

- 2 取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
- 3 指名・報酬・監査の各委員会を組織する取締役であってその所属する委員会が指名する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。
- 4 執行役は、法令に定める場合には、前1項から3項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(取締役会の議長)

第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長が議長となる。

- 2 取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 29 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(執行役に対する通知等)

第 30 条 取締役会議長は、取締役会の招集に当たり、各執行役に対し、取締役会を開催する旨を通知する。ただし、取締役会議長の判断により、この通知を行わないことができる。

- 2 取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が前項の通知を行う。

(執行役に対する説明要求)

第 31 条 取締役会は、執行役に対し、取締役会に出席して一定の事項について説明するよう要求することができる。

(取締役会の決議方法)

第 32 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 33 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 34 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 35 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額（報酬等の 2 年分）のいずれか高い額とする。

第 5 章 指名・報酬・監査委員会

(員数等)

第 38 条 指名・報酬・監査委員会の委員は、それぞれ 3 名以上とする。

2 指名・報酬・監査委員会の委員のうち、過半数は、社外取締役とする。

3 監査委員会の委員については、当社若しくは子会社の執行役若しくは業務執行取締役または当社の子会社の会計参与若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。

(選任方法)

第 39 条 指名・報酬・監査委員会の委員は、取締役会において決定する。

(各委員会の権限)

第 40 条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。

2 報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容を決定する。

3 監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行を監査し、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(委員会の招集権者および議長)

第 41 条 委員会は、各委員がこれを招集する。

2 委員会は、委員会においてあらかじめ定められた委員が議長となる。

(委員会の招集通知)

第 42 条 委員会の招集通知は、会日の3日前までに各委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで委員会を開くことができる。

(取締役・執行役に対する説明要求)

第 43 条 委員会は、取締役および執行役に対し、委員会に出席して一定の事項について説明するよう要求することができる。

(委員会の決議方法)

第 44 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で行う。

(委員会の議事録)

第 45 条 委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 取締役は、当該委員会の委員でない場合であっても、当該委員会の議事録について法令で定める方法による閲覧または謄写をすることができる。

(委員会規程)

第 46 条 各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、各委員会において定める委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の責任免除)

第 47 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 執行役

(執行役・代表執行役の選任)

第 48 条 執行役、代表執行役は、取締役会の決議により選任する。

(任期)

第 49 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終了した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。

(役付執行役・権限分配等)

第 50 条 取締役会は、その決議により、執行役会長 1 名、執行役社長 1 名、執行役副社長 1 名、執行役専務、執行役常務各若干名を定めることができる。

2 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(報酬等)

第 51 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

(執行役の責任免除)

第 52 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(執行役規程)

第 53 条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める執行役規程による。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 54 条 当会社の事業年度は毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 55 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 56 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(配当金の除斥期間)

第 57 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。